

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**点字さっぽろ・
声のさっぽろの発行**

視覚障がい者向けに、広報さっぽろの内容を抜粋した点字・カセットテープ・CD(デージー版)版を発行しています。
【詳細】視聴覚障がい者情報センター ☎(631)6747、HP

医療費の助成

市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者で、以下の3制度の対象に該当する方に医療費を助成します。区役所の保健福祉課で手続きが必要です。所得制限あり。
助成額 保険診療の自己負担額から、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。
△**子ども医療費制度**▽
【対】小学生以下の子。小学生は入院と訪問看護のみ。
△**重度心身障害者医療費制度**▽
【対】①1級・2級と3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障がいに限る)の身体障害者手帳を持つ方、②知的障がいがあり、A判定の療育手帳を持つ方、③1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方(入院を除く)。

△**ひとり親家庭等医療費制度**▽

【対】母子・父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子と、母子・父子家庭の親。父母は入院と訪問看護のみ。
【詳細】区役所(1階)の保健福祉課
4月から災害遺児手当・入学等支度資金を増額
現在受給している方は、手続きは不要です。
増額後の金額 災害遺児手当 4千円、入学等支度資金 2万円。
【対】交通災害、不慮の災害などで父または母を失った(重度障がいを含む)、中学校修了前の児童を扶養する方。
【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

母子寡婦福祉センター催し

- △**①福祉住環境コーディネーター3級講習会**▽
【対】5月7日～7月9日の金曜午後6時15分～8時45分。全10回。2千362円。
△**②調理師講習会**▽
【対】5月18日～7月22日の火・木曜午後6時15分～8時45分。全20回。3千575円。
※**①②の対**母子家庭の母・寡婦(以前母子家庭の母であった方)の未受講者。①は30人、②は調理実務経験2年以上の方30人。
※**①②の対**4月15日(木)、16日(金)に区健康・子ども課か、15

日(木)18日(日)に母子寡婦福祉センターへ直接。(抽選)
【詳細】母子寡婦福祉センター(中央区大通西19社会福祉総合センター内) ☎(631)3270
介護に関する教室・講座
【内】左表の通り。

教室・講座	開講日	時間
①かんたん！らくらく介護	4/12(月)、20(火)、27(火)	午前10時～正午
②スキルアップヘルパー	4/14(水)、21(水)	午後2時～4時
③スキルアップケアマネ	4/22(木)、28(木)	午後6時30分～8時

■**介護に関する教室・講座**
【所】リンクページプラザ(15階)。
【対】②③は現場で働く介護職かケアマネジャーの方。
【対】各500円。
【対】随時。
【対】申込先・詳細 在宅福祉サービス協会 ☎(208)1214、HP



乳がん検診普及啓発講演会

【内】診断や治療、薬。講演終了後、個人相談コーナーあり。
【対】4月17日(土)午後1時30分。
【所】医師会館(中央区大通西19)。
【詳細】健康企画課 ☎(622)5151

健康づくり活動を助成

助成額3万円。

【対】年10回以上活動し、保健センターなどの活動に参加協力できるグループ20組程度。
【対】4月30日(金)までに区健康・子ども課へ直接。(抽選)
【詳細】健康企画課 ☎(622)5151
緊急肝炎ウイルス無料検査
【対】来年3月31日(木)まで。
【対】B型肝炎、C型肝炎の検査を受けたことがない方。
【対】氏名、住所、生年月日を確認できるものを持参し、指定医療機関へ直接。
【詳細】市コールセンター ☎(222)4894

精神療養講座

【内】統合失調症。
【対】4月17日(土)午後2時～4時。
【所】WEST19(中央区大通西19)。
【詳細】市コールセンター ☎(222)4894

市民健康セミナー



【内】腰の健康長寿。4月19日(月)午後1時30分～3時。
【所】中島体育センター(中央区中島公園内)。120人。
【対】4月12日(月)から。(先着)

【対】申込先・詳細 健康スポーツ財団 ☎(530)5905
腰痛予防教室
【内】説明会と全24回の運動プログラム。5月1日(土)・5月上旬～8月中旬の火・金曜。
【所】中央健康づくりセンター(18階)ほか。



介護保険

△**年金からの保険料天引き**▽
2月に介護保険料が年金天引き(特別徴収)された方は、原則として4月・6月にも同額が天引きされます。22年度の保険料額は、6月に送付する通知書でご確認ください。
【詳細】区役所(1階)の保険年金課

国民健康保険

△**高額介護合算療養費**▽
同一世帯で、8月から翌年7月までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定額(69歳以下の一般世帯の場合は67万円)を超えたときは、申請により超えた額が払い戻